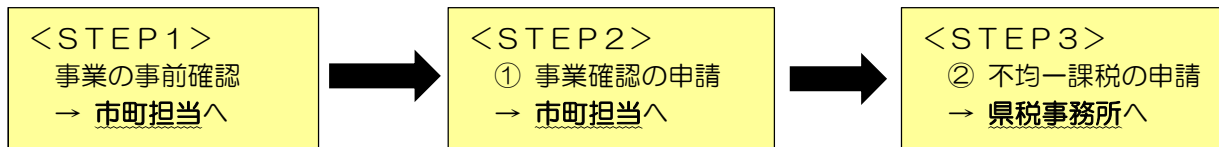


法人事業税の不均一課税申請のご案内

【手続きの流れ】



① 不均一課税対象事業の確認申請

兵庫県産業立地条例に規定する法人事業税の不均一課税の適用を受けるためには、まず、実施事業が産業立地条例に規定する不均一課税対象事業に該当するものであることについて、知事の確認を受ける必要があります。

知事の確認を受けるにあたっては、市町の企業誘致担当部署を通じて、確認申請書及び添付資料を提出していただく必要があります。

<参考：不均一課税対象となる立地促進事業の要件>

区分	事業名	要件	不均一割合
1	重点立地促進事業	【大企業】 ・新規雇用 10 人以上 ・投資額 2 億円以上(※)	1/2
2	本社機能立地事業		
3	試験研究施設立地事業		
4	サプライチェーン対策事業		
5	投資促進地域内における立地促進事業	【中小企業】 ・新規雇用 5 人以上 ・投資額 5 千万円以上(※)	1/3
6	1～5 以外の立地促進事業		

(※) 産業立地条例施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に限り投資額の要件あり。

令和 5 年 3 月 31 日までに事業確認申請を行った場合の不均一割合等については、兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 (TEL : 078-362-4154) までお問い合わせください。

② 不均一課税の申請

知事の確認を受けて不均一課税対象事業を開始した場合にあっては、当該事業の開始日が属する事業年度の法人事業税申告書とともに、不均一課税申請書及び添付書類を管轄の県税事務所法人事業税担当課まで、毎年提出していただくこととなります。(添付書類については下記参照。)

不均一課税申請後、事業確認主管課において適用要件を判定し、不均一課税の可否を判断します。

申請が承認されますと、当該事業の開始日が属する事業年度以後の連続する 5 事業年度に限り、法人事業税の不均一課税を受けることができます。

・控除する不均一課税額の計算について

以下の計算式により算出します。

$$\text{本県分の課税標準額} \times \frac{\text{事業年度末日時点における当該法人が行う立地促進事業に従事する従業者の数 (ただし、事業確認申請書提出日において当該事業を行う事業所に従業し、かつ、事業年度末日時点において当該事業に従事する従業者を除く。)} \times \text{税率}}{\text{事業年度末日時点における当該法人が県内に有する事務所等の従業者の数}} \times \text{不均一割合}^*$$

不均一割合*...実施事業の種別ごとに設定 (「不均一課税の対象となる立地促進事業の要件」不均一割合欄参照)

【提出書類について】

- ア 法人事業税不均一課税申請書
- イ 立地促進事業確認結果通知書 (写し)
- ウ 従業員数を確認できる書類 (従業員台帳の写し等)
- エ その他説明資料となる書類 (パンフレット等)

<お問い合わせ先>

産業立地条例における不均一課税制度については、下記までお問い合わせください。

内容	お問い合わせ先
事業確認手続きの方法について	事業所所在地の市町の企業誘致担当部署
制度全般について	兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 (TEL : 078-362-4154)
法人事業税の不均一課税申請手続きについて	事業所所在地を管轄する県税事務所の法人事業税担当課